

令和5年2月9日

広報資料

京都市民文化局
担当：くらし安全推進部
消費生活総合センター
電話：075-366-2250

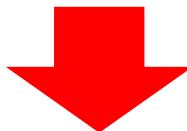
消費生活土日祝日電話相談の相談先の変更について

京都市では、市民の皆様が、閉店日である土曜日、日曜日及び祝・休日でも電話による消費生活相談が受けられるよう設置している臨時の窓口について、令和5年4月1日から相談先及び電話番号が下記のとおり変更となる予定です。

記

変更前（令和5年3月26日（日）まで）

相談先	相談可能な日時	電話番号
特定非営利活動法人 京都消費生活有資格者の会	毎週土曜日、日曜日 及び祝・休日 (年末年始を除く。) 午前10時から午後4時まで	075-811-9002



変更後（令和5年4月1日（土）から）

相談先	相談可能な日時	電話番号
独立行政法人 国民生活センター	毎週土曜日、日曜日 及び祝・休日 (年末年始を除く。) 午前10時から午後4時まで	局番なし い や や <u>188</u> <u>（消費者ホットライン※）</u>

※ 消費者ホットラインとは、お住まいの地域の消費生活相談窓口を案内することにより、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするもので、土曜日や日曜日、祝・休日など、お住まいの地域の消費生活センター等が開所していない場合には、独立行政法人国民生活センターが相談を受け付けています。

- ① お掛け間違いに御注意ください。
- ② 一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- ③ 通話料金は、相談窓口につながった時点から負担が生じます。